

順治朝における旗人の法と刑罰

—— 内閣題本を中心に ——

王 天 馳

はじめに

第1章 刑部・三法司による裁判

第1節 旗人の『大清律』適用

第2節 満洲法と『大清律』の折衷

第3節 『大清律』の及ばないところ

第2章 刑部・三法司以外の機関による裁判

第3章 盛京における裁判

第4章 理藩院による裁判

おわりに

は じ め に

1644年、「満・蒙・漢三民族の聯合國家」⁽¹⁾たるダイチン=グルン (daicing gurun⁽²⁾ 大清國) が李自成反亂の機に乗じ、マンチュリア (現在の中國東北部) から山海關を通過して北京に入り、ついに明の領域の大部分を自らの版圖に収めた。この、明に代わって中華の新當主となった大清國の漢地征服 (通稱は「入關」)

(1) 杉山清彦 [2015: 3], 同書 435 頁註 (2) を参照。國號は 1636 年まで、マンジュ=グルン (manju gurun 満洲國) 或いはアイシン=グルン (aisin gurun 金國) であった。

(2) 本稿における満洲語のローマ字轉寫は Möllendorff [1892] に従う。滿文史料を引用する際、□は、缺字を示す。[] 内は引用者が文脈によって補ったものである。滿文を翻譯する際、() 内は引用者による補足や原語を示す。

を支えた、マンチュリアからやってきた満洲人・モンゴル人・漢人は、「八旗」という軍事・行政組織に編成されていた。彼らは入關後も、もともと明の支配下にいた漢人たち（「民人」、*irgen-i niyalma*）とは異なる戸籍に属し、「旗人」と通稱された。

いわゆるツングース系民族の満洲（*manju*、マンジュ）人を中核とする旗人たちは入關前、中華王朝と全く異なる法體系を持っていた。本稿は便宜上、これを「満洲法」と稱する。満洲法は太祖ヌルハチ（*nurhaci*）がマンジュ=グルンを創出した段階で形成され始め、入關前には既に体系的なものとなっていた。谷井陽子 [2015] はヌルハチ時代に使われた「*fafun*」「*šajin*」と複合語の「*fafun šajin*」「*šajin fafun*」をいずれも「法度」と譯した。谷井は、「法度」は「國人の集團を管理・運営するための具體的な規則」と「自然の秩序を成す法則」という2つの意味合いを有し、そして「當時の満文史料においては、個別具體的な法令としての『法度』も天が司る『法度』も、別次元のものとは捉えられていない」と指摘した⁽³⁾。また、「常例」「規律」「道理」という意味合いをもつ「*kooli*」という語もよく使われ、普通「例」と譯される。本稿では「*fafun*」を「法」或いは「法律」と譯し、「*kooli*」を「例」と譯す。

膨大かつ嚴密な法典を持つ中華法に對し、慣習法的な性格を持つ満洲法が成文化されていたか否かについては研究者間で議論されてきたが、未だに明らかになっていない。劉景輝 [1968] は臺灣の中央研究院所藏の明清殘檔（三法司檔案）に「照盛京定例擬斬」という表現があると指摘した⁽⁴⁾。それに対して島田正郎 [1982] は入關前には満洲法の成文法は存在せず、いわゆる「盛京定例」は「盛京なる名稱の確定後、首都たる地において頒布され來たった法令を總括する慣用語」と主張した⁽⁵⁾。

満洲法が成文化されていたか否かはさておき、少なくとも、まとまった法典

(3) 谷井陽子 [2015: 377-378]。

(4) 劉景輝 [1968: 50]。また、中國第一歴史檔案館所藏の『内國史院檔』にも類似表現が見られる（『清初内國史院滿文檔案譯編』、第3冊、250頁）。

(5) 島田正郎 [1982: 8]。

が見られない現在では、入關前の滿洲法は『滿文原檔』・『滿文老檔』、『清實錄』、『盛京刑部原檔』などに散見する法令や裁判記録から復元するのが限界である。劉景輝 [1968]、張晉藩・郭成康 [1988]、加藤直人 [1994]、劉小萌 [2001] らは、これらの史料に基づいて、入關前の滿洲法の状況を概観的に描いた。例えば、刑罰の種類について、中華法の五刑（笞・杖・徒・流・死）⁽⁶⁾ に對し、滿洲法における刑罰は一般に死刑（斬首）と鞭打ちの二種類に分けられ、その上、耳鼻を刺し貫くなどの身體刑、罰金、財産・家畜・奴僕の沒收などの財産刑も科された。特に、世職を持つ旗人が輕罪を犯した場合に常に科される、職位毎の定額罰金トウヘレ=ウエイレ (tuhere weile, 應得之罪) は、漢文史料でもよく「土黑勒威勒」といった音譯の形で見られる。

入關前のマンジュ・ダイチン=グルンの法制はときに恣意的に運用されたが、少なくとも太宗ホンタイジ (hong taiji) の時代 (1626-1643) には既に系統的に整備されていた。前掲史料にはこの時期の裁判記録が大量に残されている。なお、この時期のマンジュ・ダイチン=グルンは既に滿洲人・モンゴル人・漢人からなる多民族國家の様相を呈し、制度面でも明の制度を積極的に取り込んでいた。刑部を含めた六部が設立され、「刑部會典」などの漢文書も滿譯された⁽⁷⁾。とはいえ、入關前の法制はあくまで明のそれと異なり、マンジュ独自の特色を保っていた。

しかし、入關に伴って新しく創出された大清國の法制は、著しい變貌を遂げた。『大明律』をほぼそのまま繼承した『大清律集解附例』（以下、『大清律』）が順治三 (1646) 年に奏定され、翌年に頒布された⁽⁸⁾。その後、旗人は一定の

(6) 死刑の形式は斬（斬首刑）、絞（絞首刑）と凌遲の三種類に分けられ、また「斬」、「絞」に「立決」と「監候」（執行猶豫）という等差がある。

(7) 『太宗實錄』卷 12, 天聰六年七月庚戌條。島田正郎 [1982: 16] はこの記録に載った「刑部會典」が實質的に『大明律例』と異ならないと主張する。

(8) 島田正郎 [1982: 14-27] は順治朝初期の法制とこの『大清律集解附例』の成立について詳述した。特に、他の研究者にもよく引用されている以下の史料を見ると、順治元年において、攝政王ドルゴン (dorgon) は滿洲法を全國に適用しようとしたが聞もなくして漢人官僚の諫言を受け、明律に準ずることを許したことがわかる。

特権を保ちながらも、この『大清律』は彼らにも適用された。旗人はその固有の満洲法を放棄して、中華法に乗り換えた、というのが通説になっている一方で、旗人の持ち続けた特権が満洲人の優越的地位を示した点もよく指摘されている⁽⁹⁾。

ただし、満洲法は入關後の短期間で廃止されたわけではなく、順治朝(1644-1661)において、旗人にかかわる法制は中華法の影響を受けながらも満洲法が施行され続けた。この變容期を対象とした研究は現在もなお乏しいが、前掲の劉景輝 [1968: 50] が論じるように、順治十二、三(1655-1656)年頃に「盛京定例」がまだ效力を保っていたという記録が残っている。島田正郎も、内閣檔案などの一次史料の利用がまだ本格化していない1982年の段階で、「盛京定例」は遅くとも順治十七(1660)年まで效力を有していたと推測した⁽¹⁰⁾。

順治朝における旗人の法制について、最もまとまった研究は Xiangyu Hu (胡祥雨) [2013] であろう。Hu は中國第一歴史檔案館所蔵の『北大移交題本』と中央研究院所蔵の『内閣大庫檔案』及び『清實録』などの漢文史料に残る裁判文書に基づいて、順治元(1644)年から順治十三(1656)年までの刑罰制度を考察した。Hu によれば、順治元年から順治二(1645)年六月まで、清の朝廷は満洲式の刑罰制度(斬首と鞭打ち)を、舊明領を含む全国に押し付けようとしたが、順治二年六月に一轉して、地方において五刑の體系を回復した⁽¹¹⁾。その後、順治十(1653)年に北京の民人をも五刑の體系下に置いた。また、同

↘ 『世祖實録』卷5、順治元年六月乙丑：「攝政和碩睿親王諭，各衙門應責人犯，悉遵本朝鞭責舊制，不許用杖。」

『世祖實録』卷5、同年同月甲戌：「順天巡按柳寅東啓言，…蓋聞帝王弼教，不廢五刑，恐鞭責不足以威衆，明罰乃所以敕法，宜速定律令，頒示中外，俾民不敢犯，而禍亂自清矣。攝政和碩睿親王報曰，…鞭責似覺過寬，自後問刑，准依明律，副予刑期無刑之意。」(島田正郎 [1982: 15]，鹿智鈞 [2011: 5]，Hu [2013: 33])

(9) Elliott [2001: 197-200]，Hu [2013: 29]。

(10) 島田正郎 [1982: 9-10, 13]。

(11) Hu [2013: 31] によると、順治朝において、地方で起こった旗人に關わる刑事事件も北京の刑部で裁判されたので、旗人に關わる案件(「現審案件」)は發生地にかかわらず北京の案件と見做された。

年六月初三日の諭に、

……以後、問理の衙門・議事大臣、人の罪を問擬するに、務めて眞情を詳審し、本律を引用するを要む。一切の鉤索羅織、悉く宜しく痛革すべし。⁽¹²⁾

とあり、旗民を問わず、『大清律』を厳しく適用することを求めた。そのため、旗人も全て律によって笞・杖・徒・流・絞を言い渡されるようになった。ただし、笞・杖・徒・流の場合はそれを鞭打ちに代替させた。さらに『世祖實録』巻102、順治十三年六月庚辰條に、

刑部議奏したる律例を更定するの四事。一、旗下人の充軍・流・徒罪を犯す者は、止だ鞭責を行い、以て姦宄創懲する所無きを致す。今後軍罪を犯す者は、枷號三月、流罪を犯す者は、枷號兩月、徒罪を犯す者は、枷號一月。仍お數に照らして鞭責す。職官本身及び妻・子・兄・弟、俱に律に照らして贖^{ゆる}を准す。

と記録されるように、旗人の徒刑・流刑を鞭打ちと枷號に代替させることが制度化される。後に改訂を加えられ、雍正三（1725）年に『大清律』の正式律文（『大清律』名例律・犯罪免發遣）になった。Huによると、順治十年を境に、ダイチン=グルンの法制が中華法に切り替えられ、鞭打ちなどの滿洲法の名残や「犯罪免發遣」という旗人の法律上の特權を除けば、『大清律』を根幹とした體系に一本化された（表1）。Huは以上によって、順治帝が滿洲の固有制度を維持するよりも、むしろ『大清律』に基づいた全國の法制の統一を重視し、そして清初の國家制度の整備は「中華中心」（China-centered）であった、と結論附けた⁽¹³⁾。

(12) 『世祖實録』巻76、順治十年六月丁酉條（Hu [2013: 40]）。

(13) Hu [2013: 47-48]。

表1 1644-1656年北京と地方旗民の刑罰制度 (Hu [2013] によって整理)

時 間	地方の民人	北京の民人	旗 人
順治元年—二年六月	滿洲式の刑罰	滿洲式の刑罰	滿洲式の刑罰
順治二年六月—十年	五刑	滿洲式の刑罰	滿洲式の刑罰
順治十年—十三年六月	五刑	五刑	五刑系統の刑罰を科すが笞・杖・徒・流を鞭打ちに代替させる
順治十三年以降	五刑	五刑	五刑系統の刑罰を科すが笞・杖を鞭打ちに代替, 徒・流を鞭打ちと枷號に代替させる

だがこれは、劉景輝 [1968: 50] の言及した順治十二・十三年頃の記録に残っている「盛京定例」という表現と矛盾する。また Hu の研究には、疑問点が2つある。第一に、Hu の研究で使われた史料は刑部・三法司と地方の巡撫・巡按の呈した題本と掲帖のみで、裁判機能を有する他の機関（兵部・吏部・理藩院など）の文書が無視されている。第二に、清初の旗人に關する研究であるにもかかわらず、漢文史料のみを用い、滿文史料が利用されていない。

確かに Hu [2013: 32] が説明したように、「題本の多くは滿文と漢文兩方で書かれ、それ以外の順治朝の滿文史料の数は極めて限られている。私の知る限り、内國史院の滿文檔案は法律事情を扱ったが、それは既に中國語譯されている。」實際、ここで言及された『内國史院檔』を點檢すると、明らかに滿洲法で斷罪された旗人の刑事事件に關する文書は順治八（1651）年十二月までの記録には大量に現れるが、順治十年以降の檔案からは急に姿を消してしまう⁽¹⁴⁾。それから再び現れるのは順治十八（1661）年六月の記録で、そこに記された11件のほとんどに「照大律」のような文句がある。それらの案件で言い渡された刑罰から「大律」は『大清律』と推測することができる。従って、順治十八年の段階で、旗人の犯罪はほぼ『大清律』の體系下に置かれたのであるが⁽¹⁵⁾、『内國史院檔』では順治十年から十八年という「改革」直後の重要な時期に空

(14) 順治九年の檔案は缺如。

(15) 『内國史院檔』第3冊, 396-398頁。ただし、鑲紅旗李大潔の一件と正黃旗多鐸力的一件については斷案準據を判斷できないが、滿洲法で處罰された可能性が高いと想定される。

白がある。一方、中國第一歴史檔案館所蔵の内閣檔案の中、『内閣滿文題本』という滿文史料にも順治朝の裁判文書があるが、未だに研究されていない状態である。

さて本稿は、順治十年から康熙元（1662）年における旗人に關わる法と刑罰を扱い、史料としては北京・中國第一歴史檔案館所蔵『内閣滿文題本』と『北大移交題本』、そして臺北・中央研究院史語所所蔵『内閣大庫檔案』にある滿漢文檔案を利用する。これらは従來の清朝史研究において一般的に用いられてきたが、本稿ではその中でもあまり注目されてこなかった裁判文書、特に滿文の文書を抽出し、讀解と分析を試み、この時期における旗人に對する法の適用状況を考察する。まず第1章で『内閣滿文題本』を中心に、そこに収録される刑部または三法司の審理した旗人に關わった案件を分析し⁽¹⁶⁾、次に第2章では『内閣滿文題本』と『北大移交題本』における三法司以外の案件を分析する。第3章と第4章はそれぞれ、盛京地方で發生して刑部が管轄した案件と理藩院が關わった旗人の案件に注目する。本稿は刑部と舊明領地域という行政的・地理的限界を越え、より廣い視野から順治朝の司法状況を考察することを目的とする。具體的には、Hu [2013] の論じた「改革」の實態、順治朝後半期における『大清律』と滿洲法それぞれの適用の限界、そして舊明領・マンチュリア・モンゴル各地域の司法状況を明らかにしたい。

この時期の檔案は現存数が限られる上、本稿で注目する檔案はあくまで皇帝が自ら處理した中央機關の檔案であるため、案件の種類も限られている。順治十年六月以降の檔案のほとんどは死刑案件の再審か國家機關に勤める役人の職務違反の案件である。このように、限られた史料ではあるが、これらの檔案を

(16) 中央の裁判機關には刑部、都察院と大理寺があり、「三法司」と總稱される。三法司の役割として重要な一つとして、死刑の案件は皇帝による最終決定の段階に至る前、ほとんどの場合三法司の審理が必要である。例えば、漢地の場合、州縣の判決結果が總督・巡撫に至ると、總督・巡撫がこれを皇帝に報じ、皇帝が三法司に送って再審させ、最後は刑部尚書をはじめとする三法司の官僚が再審の結果を皇帝に上奏し、皇帝の指示を伺う。清朝中後期ではこのプロセスはかなり制度化されたが、清朝初期における漢文史料にも、皇帝が總督・巡撫の題本を受け、「三法司核擬具奏」と硃批するという同じ仕組みがよく見られる。

通して當時の旗人社會における法と刑罰の状況を窺うことは可能であろう¹⁷⁾。

第1章 刑部・三法司による裁判

本章は、主として『内閣滿文題本』から見出した刑部と三法司が扱った旗人の案件を対象とする。表2に示すように、順治十年から康熙元年まで、このような案件が11件ある。そのうち、3件は順治十年に発生し、8件は順治十一(1654)年以降に発生した。

表2 『内閣滿文題本』における順治十年～康熙元年刑部・三法司が司った旗人の案件

番號	檔案號	時間 (舊曆)	引用された法的根據	刑罰
1	02-02-025-001670-0012	順治 10/1/10	なし	鞭打ち百回。罰銀七兩を被害者の主人に賠償する。
2	02-02-025-001670-0014	順治 10/3/6	なし	トゥヘレ=ウエイレ
3	02-02-025-001670-0025	順治 10/5/22	なし	斬
4	02-02-025-001671-0014	順治 11/5/28	lioi (律)	主犯は絞、従犯は杖一百、流三千里を言い渡されたが、のちに死刑を鞭打ちに變え、流刑を赦免した。
5	02-02-025-001671-0038	順治 11/11/30	lioi (律)	鞭打ち
6	02-02-025-001671-0040	順治 11/12/13	lioi (律)	凌遲
7	02-02-025-001672-0009	順治 12/2/10	律	斬監候
8	02-02-025-001672-0035	順治 12/6/20	lioi (律)	絞監候
9	02-02-025-001673-0010	順治 12/7/25	kürkai ba-i kooli (クルカ地方の例)	死刑を赦免し、クルカ地方の例によって罰物。
10	02-02-025-001676-0004	順治 15/8/13	なし	罰銀五十兩。免職、鞭打ち百回、收贖。
11	02-02-025-001678-0002	康熙 1/3/24	kooli (例)	絞立決

(17) 入關前後によく見られた旗人の逃亡事件を扱う「逃人法」は、關聯する史料や研究が少なくないものの、臨時法的な色彩を帯び、獨自性を持つことから、本稿の対象とはしない。

第1節 『大清律』の適用

表2を見れば、順治十一年から『大清律』が援用されるようになったことがわかる。つまり、『大清律』はこの頃から旗人に適用され始めた。本節はこの過程について詳述する。

1. 順治十年の案件

順治十年の3件はすべて前述の六月初三日の諭旨が下される前に裁判されている。史料において斷罪の法的根據は引用されていないが、下された刑罰から滿洲法で斷罪されたと推定できる。【案件1】と【案件2】を例として考察すると、

【案件1】（順治十年）チェンタイ（centai 陳泰）旗のエセン牛泉（niru ニル）のウンダリ（undari）管下のソロン（solon 索倫）人のトルビトゥ（tolbitu）が酔って同じくソロン人の女性のサンジ（sanji）の肩を刀で切った⁽¹⁸⁾。これをウンダリとエビルン公（ebilun gung）牛泉のハイセ（haise）が刑部に告發した。この事件を裁判する刑部の文書は次のように書かれた。

これについて部で審理したことは、トルビトゥが、酔ってサンジを切ったことは事實なので、鞭打ち百回、トルビトゥから銀七兩を取り、切られた女の主に渡すと審議した。

【案件2】（順治十年）北京近くの昌平州の民人ジャン=ワンサン（jang wang san）は正黄旗のジャン=ズンシェン（jang dzung seng）がワンサンの長男ジャン=シクイ（jang si kui）とその妻リ=ス（li sy）を拘束・虐待したと戸部に訴えた。戸部がこれについて当事者と證人を尋問した後、この案件を刑部に移した。刑

(18) チェンタイ旗は、鑲黄旗を指す。チェンタイは當時の鑲黄旗のグサイ=エジェン（gūsai ejen 固山額眞）。

部がまた当事者に簡単な質問をした上で、次の判決を下した。

フンデボシヨク (funde bošokū 分得撥什庫) のジャン=ゾンシェンについて、あなたがジャン=ワンサンに銀 20 兩を貸したことは事実であるといえども、民人の妻を人質として捕まえ、耳を刺し貫いて満洲風に耳輪をつけたという理由で、ジャン=ゾンシェンにトゥヘレ=ウエイレを科す。女を解放して、彼女の夫ジャン=シクイに與えて、ジャン=ゾンシェンの銀 20 兩をジャン=ワンサンに返却させると審議した。

殊批によると、この2つの案件で皇帝は刑部の判決に同意した。これら2件の裁判文書は、法的根拠が言及されない、典型的な満洲法に依った裁判の文書形式である。もしこの2件を『大清律』で斷罪すれば、【案件1】は刑律・鬪毆・鬪毆條の「及び刃にて人を傷する者は、杖八十、徒二年」が適用され、【案件2】は刑律・鬪毆・威力制縛人條の「若し(豪強の人)威力を以て人を(挾)制・(網)縛し、及び私家に於いて拷打・監禁する者は、(傷有ると傷無きとを問わず)、竝びに杖八十」⁽¹⁹⁾が適用される。しかし実際の判決を見ると、【案件1】では満洲式の刑罰である鞭打ちと罰銀を言い渡されており、【案件2】の犯人ジャン=ゾンシェンも杖を言い渡されず、満洲式のトゥヘレ=ウエイレが科された。

2. 順治十一年以降の案件

順治十年の案件が満洲法で裁判されたのに對し、順治十一年以降の刑部・三法司が裁判した8件のうち、5件で『大清律』の律文が引用されている(表2参照)。具體例をあげると、

【案件6】⁽²⁰⁾ (順治十一年) 鑲紅旗のトゥルテ (turte 兔兒忒) の奴僕ハイセ

(19) 括弧内は小註、以下同じ。

(20) 表2に見られる【案件6】の檔案は初審のもので、再審の文書は『北大移交題』

(haise 孩子) がトゥルテの妻と喧嘩した際、トゥルテがハイセを折檻したが、ハイセが抵抗したためにトゥルテが死亡した。トゥルテの弟の息子ヤサブ (yasabu 牙沙布) がこれを刑部に告發した。刑部の裁判文書には、

ハイセが彼女の主トゥルテの辜丸を引いて殺したことは事實である。
 「凡て奴婢が家の主人を毆れば、みな斬首に處し、殺せば、みな凌遲刑に處せ」とある律 (lioi) の通り、ハイセを直ちに凌遲刑に處すと審議し
 ……⁽²¹⁾

とされ、刑部の判決を受けた順治帝は「三法司は調査した上で罪を定めて上奏せよ」と殊批した。『北大移交題本』にある同じ案件の再審の文書を見ると、三法司が合同で再審した結果、刑部の判決に則ることを上奏し、順治帝は「孩子、議政王・貝勒・大臣をして詳確に擬議して具奏せしめよ」と指示し、議政王・バイレ・大臣會議がまた同じ判決をそのまま上奏した。これに對して順治帝は「孩子即ち凌遲して死に處せしめよ」と殊批した⁽²²⁾。

この案件は『大清律』によって裁判された典型的な例である。順治十一年以降の8件のうち、5件の裁判文書では同様に律文が引用され、五刑系統の刑罰を言い渡されている。そして滿文の場合、「律」は「lioi」という漢語音譯の形で言及されている。

Hu [2013] が『北大移交題本』と『内閣大庫檔案』、『清實錄』で見た案件のうち、1653 (順治十) 年3月から1656 (順治十三) 年7月 (いずれも新曆) の間に北京で起こった案件 (民人・旗人の案件を區別せず) は247件あり⁽²³⁾、その中

本』02-01-02-1884-012に当たり、滿漢合璧文である。

(21) 引用された律文の原文は、「凡奴婢毆家長者、(有傷、無傷、預毆之奴婢、不分首從) 皆斬。殺者、(故殺、毆殺、預毆之奴婢、不分首從、) 皆凌遲處死。」(『大清律』刑律・鬪毆・奴婢毆家長)

(22) 『北大移交題本』02-01-02-1884-012。

(23) 旗人の案件は全て北京で起こった案件と見做されるため、地方で起こった旗人の案件もこの247件の中に含まれる (註(11) 参照)。

に旗人の死刑案件が77件あるので、旗人に關わる案件の数は77件から247件の間と推定される。これと比べて、本章で扱う順治十年から康熙元年まで『内閣滿文題本』に現れる刑部または三法司が處理した案件は11件のみで、量としては遙かに少ないが、この11件を見るだけでも、順治十年を境として、それ以降に刑部の扱った案件は『大清律』によって裁判されるのが主流になった、とする Hu [2013] の結論はおおむね間違いないとわかる。

第2節 滿洲法と『大清律』の折衷

前節に述べたように、順治十一年以降の8件のうち、5件に『大清律』が適用された。しかし、5件の中の【案件4】と【案件5】という順治十一年に起こった2件は一見『大清律』によって裁かれたが、その裁判文書を詳しく考察すれば、依然として滿洲法の色が見られる。

【案件4】（順治十一年）正黃旗に屬する太監ジョウ=ジンゾン（jeo jin dzung）がその奴僕であるヘズ（hedzi）にジョウの甥エル=ゾ（el dzo）を毆らせたところ、エル=ゾは翌日に死亡した。これを同じ旗のワン=ク（wang ku）が刑部に告發すると、審問を経て刑部・都察院・大理寺が合同で次の判決を下した。

律を見れば、「凡て威力をもって他人に命じて、（人）を毆らせて、死なせるまたは負傷させれば、命じた者を主犯として絞に處し、[手を出した]者を從犯として、（刑罰を）一等減じて杖百回[を打ち]、三千里外に追放する」とある。この故に、ジョウ=ジン[ゾンを]主犯として、理として絞に處すべきである。ヘズを從犯として、□□百回杖打って三千里外に追放すべきである²⁴⁾。

24) 引用された律文の漢文版は、「若（豪強之人）以威力（挾）制（捆）縛人，及於私家拷打，監禁者，（不問有傷，無傷），竝杖八十。傷重至內損吐血以上，各（驗其傷）加凡鬪傷二等。因而致死者，絞（監候。）若以威力主使（他）人毆打而致死傷者，竝以主使之人為首，下手之人為從論，減（主使）一等」（『大清律』刑律・鬪毆・威力制縛人）。絞を一等減らすと「杖一百，流三千里」になる。

しかし、判決文のすぐ後に、死亡者の父と妻の供述が引用され、

【死んだ】エル=ゾの父が答えるには、「エル=ゾはもとから癲癇 [を罹っていた]。殴られた後、癲癇を發病して死んだのだ」という。エル=ゾの妻が答えるには、「私の夫は殴られてから二日目に、痰が上って死んだ」という。死亡したのは殴られた後ではあるが、殴られたために死亡したとはいえない。

とされた。そのため、ジョウ=ジンゾンの死刑を赦免して百回の鞭打ちとし、ヘズは無罪とした。死因の確定は困難だが、同文書に検死記録が残されており、「エル=ゾの左脇より下、尻より上は傷だらけ。左腰あたりに傷1箇所あり、鼻・口から血が出ている。殴られたから死んだのは事実である。」とあり、かなりの負傷である。殴られても即死でない場合、『大清律』に「保辜限期」という規定があり、負傷してから一定の期限が規定され、その外傷がもつて被害者が期限内に死亡した場合、犯人は殺人罪に問われる。期限に関わらず他の原因で死亡した場合、犯人は鬪毆（傷害）罪にしか問われない。この案件において、三法司は死因が鬪毆による負傷ではないと判断したが、改めて『大清律』の「保辜限期」の規定によって裁判せず、死刑を滿洲式の鞭打ちに変更した。皇帝はこれを批准した²⁵⁾。

【案件5】（順治十一年）正紅旗の奴僕（booi aha）サイドウ（saidu）が主人を殴って銀を盗った。主人のジェンクリ（jengkuri）がこれを刑部に訴えたが、量刑について刑部の官員内で意見対立が生じた。

これを左侍郎ウラチャン（ulacan）、右侍郎アスハ（asha）、セレン

25) もしこの事件の犯人ジョウ=ジンゾンを『大清律』によって傷害罪のみに問えば、「若（毆人）血從耳、目中出、及内損（其臟腑而）吐血者、杖八十。（若止皮破血流、及鼻孔出血者、仍以成傷論）」（刑律・鬪毆・鬪毆）によると、「杖八十」になり、ヘズは従犯で、一等を減らして笞刑になる。

(sereng) らが議するには：サイドゥは酒に酔って彼の主の喉頸を掴んで叩いた。傷は確かで、証言は明白である。「凡て奴婢が家の主人を殴れば、みな斬に處せ」といった律の通りサイドゥを斬に處すと罪を定め、牢に監禁し、秋を待って處刑する⁽²⁶⁾。

また、同じ科の尙書任濬 (zin siyūn), 右侍郎林德馨 (lin de sin), 啓心郎ドゥイカナ (duikana), 員外郎ジャムス (jamsu), ロド (lodo), 楊茂勛 (yang moo siyūn), 郎中劉允謙 (lio yūn ciyan) らが議するには：サイドゥを律によって斬に處すべきである。ただし、證人ウムク (umuku) らは皆、「酔っていたのは事實である」という。酔っていなければ、理由なく主人を殴るだろうか。酔って前後不覺となり主人を殴ったため、死刑を免じて鞭打ち百回と審議した。

酒に酔った状態で行った犯罪については、『大清律』には減刑の規定がなく、管見の限り、他の判例にも減刑の例が見当たらない。それはともかく、刑部の官員は当初『大清律』に基づいて刑罰を定めたが、最終の判決では『大清律』による減刑の根拠も引用せず、死刑を他の刑罰に變える際も、『大清律』系統の流刑ではなく、滿洲式の鞭打ちにした。皇帝は「三法司は調査した上で罪を定めて上奏せよ」と指示した。

【案件 4】と【案件 5】では、刑部は『大清律』の規定を意識しつつ、律によって刑罰を言い渡したが、結局 2 件とも原判決を破棄し滿洲式の刑罰に變更している。刑罰を輕減する理由にもこじつけの感がある。

鹿智鈞 [2011] も同じ順治十一年に發生した以下の案件【案件 12】に言及した。この案件において、鑲黃旗のオリニ (olini 阿哩呢) の妻は夫の出征中にオショホドイ (ošohodoi 阿叔虎朵) と姦通した。刑部の裁判文書に、

律 (lioi) を見れば、「男女が合意の上で姦通すれば杖八十」とある。盛京定例 (mukden de toktobuha ba) を見れば、「出征した人の妻と姦通すれ

(26) 引用された律文の原文は註 (21) を参照。

ば、男女を共に殺せ」とある。熱審において、聖旨は、「死罪に至れば疑問のある罪を上奏せよ。(自ら)裁断したい。」とある。聖旨が下ったので、オリニの妻とオシヨホドイを〔鞭〕打ちで済ませるか、盛京定例 (mukden de toktobuha kooli) によって殺すか、オリニ (の歸るの) を待って済ませるか、聖断を請う²⁷⁾。

とある。つまり、刑部の官員は『大清律』と「盛京定例」の區別を明らかに意識し、この案件についてはどちらに依據すべきか判断しかねている。順治帝は最後、「オリニの妻、オシヨホドイの死罪を免じ、各の鞭打ち百回に處せ」という折衷的な判決を下した。

この3つの案件から見ると、『大清律』が旗人に適用され始めたばかりの順治十一年頃は刑部が案件を處理する際に、律文が引用されるものの、實際の判決との間に一定のずれが見える。おそらくこの變容期における刑部の裁判は、『大清律』を用いても、滿洲法に妥協する姿勢を見せたと考えられる。

第3節 『大清律』の及ばないところ

本節は、『内閣滿文題本』順治十一年から康熙元年の案件のうち、裁判文書に『大清律』の律文が引用されていない3件を考察する。

【案件9】(順治十二年)クルカ (kürka) のライタク (laitakū) のところに歸順してきた新滿洲 (ice manju)²⁸⁾ 人イルケレン (irkelen) がグカシャン (gūkašan) の家に行き、酒に酔った状態でグカシャンの家にいる人を悉く弓矢で射殺した。この事件について、鎮守寧古塔昂邦章京 (ninggutai babe tuwakiyara amba janggin) のシャルフダ (šarhūda), 梅勒章京 (meiren janggin) のニガル (nigar) と該當の牛泉章京 (nirui janggin) たちが合同審理して、次のような結論に達した。

(27) 鹿智鈞 [2011: 44]。原檔案は『内閣大庫檔案』117478。

(28) 新滿洲は入關後に八旗滿洲に編入された人々を指し、大部分はマンチュリアにおけるツングース=女真系の部族。

このイルケレンは、人を殺した。以前ニングタに告げに来たから、(彼を)殺してはならない。『彼を殺すと、さらに何人を殺すのか』と、(他の人々が)われわれに歸順しない。この地方はとても混乱している。人を殺すことが多い。ただ彼の家族、兄弟をみな京城に送って、處罰するか、それとも處罰しないか、この故に、この人の一族を全員北京に送りたいという。

サルフダが裁判結果を刑部に送ると、刑部が彼の意見に同意し、

この故に、イルケレンの死刑を赦免して、クルカ地方の例 (kürkai ba-i kooli) の通り、殺されたグカシヤンの家に賠償させ、イルケレン自身、家族、族人を北京に送るべきかどうかは、漁獵 (butha) の貢賦を取りに行く人に従って、戸部に交付して議して上奏させると議した。

この案件においていくつか不明な点はあるが、裁判文書から見ると、事件の発生地であるクルカは清の支配下に入ったばかりで、治安がまだ落ち着いていないマンチュリアの奥地だとわかる。ここで地方の軍事長官が依據したのは『大清律』やいわゆる「盛京定例」ではなく、「クルカ地方の例」と呼ばれる現地の慣習法であり、刑部と皇帝(硃批:「議した通りにせよ」)もこれを認めた。

【案件 10】(順治十五年)工部から送られてきた役人の職務怠慢の案件である。刑部に轉送されるまでの情報が不完全なため、具体的な違反行為はわかりにくい。工部は、五人のうちのホウシバ (hūsiba)、カルカマ (karkama)、アルブ (arbu) という三人を兵刑兩部に移送し、フォロイ (foroi) という一人に罰銀を科し、バイシン (baisin) という一人を免職した上で、刑部に移送した。刑部の裁判文書では、

天然痘事情(を擔當する)グサイ=ダ (gūsai da 固山大)であるバイシン、あなたはグサイ=ダであり、福晉 (fujin) は初八日に天然痘が出て、初十日に確認した。四日目、十二日にあなたが道を修理しに行つて、十九日に

戻ってきたのだ。ガライ=ダ (galai da 翼長) のフォロイがあなたに「調べて確認せよ」と言うと、あなたはなお怠って調べなかった。(誰かが) あなたに福晉 (の病氣) を確認したと告げた後、あなたはガライ=ダに告げに行かずに、無断で上奏した。この故に、パイシンをなお免職とし、百回鞭打つ代わりに贖罪の罰金を科すと審議した。

とされ、律文も引用されず、鞭打ちという刑罰も満洲式である。皇帝は「議した通りにせよ」と硃批した。

【案件 11】(康熙元年) 正白旗のトジン (tojín) 牛泉のミンピ (mimpi) は、彼の弟の妻フンジェ (funje) が同じ旗のセレ (sele) 牛泉のビスangga (bisangga) と姦通したと刑部に告發した。刑部は、

この故に、例 (kooli) の通り、ビスanggaとフンジェを絞に處すよう言い渡す。フンジェの夫ウェイセ (weise) が軍隊から戻ってくるのを待って處理するよう言い渡した。

とし、これを受けた康熙帝の硃批は「三法司は調査した上で罪を定めて上奏せよ」とあり、三法司は原判決を支持すると上奏した。ウェイセが軍隊から戻ってくると、刑部は彼を呼び出して意見を聞いた。ウェイセは、「私の妻がビスanggaと姦通したことは事實である。(私から) 要求することはない。どうか(刑) 部が前に定めた通りに處理してください」と言ったので、三法司は原判決通りに執行することを改めて上奏し、皇帝は「ビスanggaとフンジェを直ちに絞に處す」と硃批した。

『大清律』では親族以外の者との姦通は杖に當たる輕罪であるが⁽²⁹⁾、この案件で當事者は死刑に處された。しかも、普通は斷罪根據を全く引用しない満洲法の判例と違い、この案件の裁判文書には「例」(kooli) という表現が見え、

(29) 『大清律』刑律・犯姦・犯姦：凡和姦，杖八十，有夫者，各杖九十。

明らかに「律」(lioi) と異なる法的根拠を示した。もう一つ注意に値する點は、姦通罪の處刑において、姦通を犯した女性の夫の意見を聞いた點である。似た規定はモンゴル法にも見られる⁽³⁰⁾。例えば、時代はやや下るが清のモンゴル地方に對する法である『康熙六年增訂舊扎撒書』には、

平民が平民の妻と姦通すれば、なお其の妻を取り、罰として五九⁽³¹⁾の家畜を取る。姦通した妻を彼女の夫に渡して殺させる。殺さなければ、罰として取った家畜を彼の所屬するノヤンに渡す⁽³²⁾。

とある。【案件 11】の「例」は、このモンゴル法の姦通に關する規定と類似している。つまり、モンゴル法におけるこの「復讐的要素」と「私刑罰的要素」は、滿洲法でも康熙元年まで存續していた⁽³³⁾。

さて、この3つの『大清律』が引用されない案件は、本章の扱う『内閣滿文題本』における刑部・三法司が司る順治十一年以降の8件の中では少數であり、Hu [2013] の扱った數十件ないし百件を超える漢文檔案における『大清律』の適用例と比べればさらに小さな割合である。しかしながら、果たしてこの3つの案件を「例外」として片付けてよいのだろうか。結論は最後に述べることとし、ここではひとまずこの3つの案件についてまとめる。3件のうち、【案件 11】だけは普通の旗人の刑事事件であるが、【案件 9】と【案件 10】にはそれぞれ地理的或いは制度的な特殊性がかいま見える。【案件 9】はマンチュリアの奥地で發生した刑事事件であり、【案件 10】は中央機關に勤める旗人の役人の職務上の過失である。つまり、ダイチン=グルンに取り込まれて聞もない

(30) 島田正郎 [1981: 307-308]。

(31) モンゴル法の罰則には、「罰九」という、九の倍數（「一九」=9、「三九」=27、「五九」=45 など）の家畜を罰す規定がよく見られる。『康熙六年增訂舊扎撒書』22b-23a（モンゴル文原文、521頁。轉寫、508頁）では罰九は「馬二匹、去勢牛二匹、乳牛二匹、三歲牛二匹、二歲牛一匹」と規定されている。

(32) 『康熙六年增訂舊扎撒書』11b（モンゴル語原文、519頁、轉寫505頁）。

(33) モンゴル法における姦通については、島田正郎 [1981: 409-413; 1982: 573-588] を参照。

マンチュリアの邊境と、ダイチン=グルンの中央國家機關³⁴⁾に勤める旗人の間には、『大清律』を根幹とした法律體系が少なくとも順治朝の後半頃まではまだ及んでいなかったといえよう。

第2章 刑部・三法司以外の機關による裁判

以上の『内閣滿文題本』の刑部裁判文書への考察を通して、確かに刑部に於いて、順治十年に斷罪の法的根據に關する「變革」があったとわかる。では、刑部・三法司以外の場合はどうなったのか。本章は『内閣滿文題本』と『北大移交題本』における刑部・三法司以外の機關（理藩院を除く）が關わった案件11件を考察する（表3）。その中に、刑部と他の機關が合同裁判した案件が2件あり【案件16】【案件19】、他の機關が單獨で裁判した案件が9件ある。

刑部と他の機關が合同裁判した2件は、いずれも宗人府が關與している。宗人府は皇族の事務を管理する機關であり、皇族と皇族に直屬する役人の違法行爲は宗人府によって處罰された。この2件のうちに、宗人府・刑部二機關が合同裁判したものと、宗人府・刑部・兵部三機關が合同裁判したものが1件ずつある。

【案件16】（順治十二年）刑部と宗人府が合同裁判したものである。檔案は缺本であり、事件の經緯は明らかではないが、残っている判決の部分を見ると、奴僕が主人を告發したが誣告と判定されたと推測できる。判決は次の通りである。

律を見れば、「奴婢が主人を誣告すれば絞に處せ。一つの罪だけを誣告しても直ちに殺せ」とある。律の通り、小宇兒（siyoo ioi el）を直ちに絞に

34) ここでいう「中央國家機關」は、入關前すでに整備され、マンチュリアから移ってきた六部などの官署や皇族事務を扱う宗人府などを指す。入關によって新たに獲得した舊明領地域の官僚やその役人の犯罪事件は、題本によれば、依然として明律を繼承した『大清律』で處理されたのである。

表3 順治十年～康熙元年刑部以外の機関が關與した旗人の刑事事件

番號	檔案號	時間 (舊曆)	言語	裁判機關	犯行の概要	引用された 法的根據	刑罰
13	内閣滿文題本 02-02-006-000399-0020	順治 10/4/2	滿	戸部	誣告、越訴	なし	鞭打ち
14	内閣滿文題本 02-02-012-000824-0032	順治 11/10/9	滿	議政王大 臣會議	軍事行動中の不 當な行爲	lioi (具 體 的 な律文を引用 せず)	世職を罷免し、 罰銀五十兩
15	北大移交題本 02-01-02-1890-012	順治 12/4/6	滿漢	吏部	役人が病缺と稱 しながら點檢時 に家にいなかった	なし	トゥヘレ=ウエ イレ
16	北大移交題本 02-01-02-1903-006	順治 12/10/20	滿漢	宗人府、 刑部	奴僕が主人を誣 告した	律=lioi	絞、鞭打ち
17	北大移交題本 02-01-02-1909-006	順治 13/1/25	滿漢	吏部	缺勤、詭辨	toktobuha (定められた もの)=定例	缺勤：羊一匹 を科す 詭辨：トゥヘ レ=ウエイレ
18	内閣滿文題本 02-02-019-001252-0003	順治 13/2/22	滿	兵部	八旗軍隊の人口 統計に水増しし、 俸祿を餘計に受 け取った	なし	罰銀、鞭打ち
19	北大移交題本 02-01-02-1915-004	順治 13/5/29	滿漢	宗人府、刑 部、兵部	主人が奴僕を殴 り、奴僕が主人を 告發するが供述 に偽りがあった	なし	主人：トゥヘ レ=ウエイレ 奴僕など：鞭 打ち
20	内閣滿文題本 02-02-006-000403-0034	順治 15/8/12	滿	戸部	牛泉の許可を受 けずに寡婦を嫁 がせた	toktobuha	鞭打ち
21	内閣滿文題本 02-02-001-000004-0017	順治 16/9/18	滿	吏部	役人が文書を紛 失した	なし	トゥヘレ=ウエ イレ
22	北大移交題本 02-01-02-1989-004	順治 17/10/3	滿漢	宗人府	ヒヤが弓術訓練 に缺勤	なし	トゥヘレ=ウエ イレ
23	内閣滿文題本 02-02-019-001253-0015	順治 18/7/17	滿	兵部	缺勤	なし	兵部：トゥヘ レ=ウエイレ 殊批：トゥヘ レ=ウエイレ の二倍を科す

處す。ケシトゥ (kesitu 克什兔) の妻について……あなたは原告小宇兒と結託し、(あなたの主が) あなたを二回打ったことを恨んで、偽って(あなたの主が) 王と福晉 (fujin) を罵ったと供述した理由で、ケシトゥの妻を鞭打ち百回に處す。徐有功 (sioi io gung), ……「ソト (soto 索托) があなたの妻を奪い、あなたを殺そうとした」といったところについて、あなたの妻に聞くと、「強姦はしなかった。(ソトが) 強姦しようといって(私を) 連れ去ろうとした」という。この故に、徐有功を鞭打ち百回に處し、徐有

功の妻について、あなたの主を、「あなたを強姦しようといって牽いた」と、あなたの夫と結託して供述した理由で、鞭打ち二十七回と審議した。

缺本のため、皇帝の指示は不明であるが、この案件で目を引くのは、滿漢刑罰の混合である。主犯の小字兒は律によって絞を言い渡されたが、他の偽證をした犯人は滿洲式の鞭打ちに處された。

それに対して、【案件 19】（順治十三年）は『大清律』を用いず、滿洲法で斷罪された。この案件において、鑲白旗のヒヤ（hiya 蝦/侍衛）であるボロ（boro 博洛）の奴僕ガリ（g'ari 甘里）は、主人のボロがガリの妻エルジェ（eljiye 二姐）を、ボロの妻に呪術をかけたという理由で拷問・監禁したと訴えた。宗人府・刑部・兵部が合同裁判すると、ボロに對して、呪術の事情を衙門に告げず奴僕を無斷で拘束したという理由でトゥヘレ=ウエイレを科し、ガリとエルジェについて、拷問に關する供述に偽りがあるという理由で鞭打ちに處した。他の偽證をした證人たちもそれぞれ鞭打ちに處された。それ以外に、エルジェが拷問に耐え切れず逃げた経緯があるので、エルジェを捕まえた役人と兵士たちが、エルジェを衙門に送らずボロの賄賂を受け取って彼女をボロに渡したかどで、彼らもそれぞれ罰銀と鞭打ちの處罰を受けた。

この2件はいずれも奴僕が主人を告發する案件であり、發生した時期も近い。しかし、1件は『大清律』と滿洲法兩方の要素を見せるが、もう1件は單純に滿洲法で裁判された。ことに、【案件 16】で引用された律文を見ると、奴僕が主人を告發する場合、告發したいくつかの事項の一つでも嘘があれば絞に處すべきであるが、【案件 19】での奴僕の供述には偽りがあるにもかかわらず、絞にならなかった。

また、同じ律文は、奴僕が主人を告發すると（子孫が祖父母、父母を告發するに準じ）、訴えたことが眞實であっても、奴僕を徒刑に處すると規定する。だが、【案件 19】の奴僕は主人を告發した事実のみをもって處罰されることはなかった。主人と奴婢の上下關係を重んじる儒家思想に基づいた中華法に對して、滿洲法では奴僕による主人の告發が容認される。奴僕が主人を告發する事例は入關前後にわたる旗人社會には珍しくなかった。場合によっては主人を告發し

た奴僕を保護するために、事件後その奴僕を主人の家から離すこともある。例えば、刑部が順治十三年八月十五日に呈した題本【案件 24】⁽³⁵⁾における親族間の姦通も、犯人はその奴僕によって刑部に告發された。犯人は『大清律』によって絞に處されたが、主人を告發した奴僕は一切處罰を受けなかった。

以上の分析を通して、順治十二・三年頃の刑部と宗人府が合同裁判した案件は、滿漢法混合の特徴を呈しながらも、滿洲法が優位に立っていたといえよう。それに、【案件 16】の文書では、主犯小宇兒の罪に關してだけ律文を引用し、他の人について律に言及しなかったので、ここでの律文の引用はむしろ建前のようにさえ見える。

一方、刑部以外の機關が單獨で司った 9 件の案件はそれぞれ吏部・戸部・兵部・宗人府・議政王大臣會議によって裁判された。【案件 13】を除けば、他の 8 件はみな順治十年六月初三日の諭旨以降に發生した。表 3 によると、「律」が裁判文書に現れた唯一の例は【案件 14】であるが、「律を見れば適當ではない」という形で、具體的な律文も引用されず、處罰も滿洲式の罰銀である。つまり、これら 9 件は全て滿洲法で裁判されたことがわかる。ことに、【案件 17】と【案件 20】には「定められたもの」(toktobuha) という表現があるが、滿漢合璧の【案件 17】からこの語に對應する漢文の表現はまさに「定例」であることが判明する。

この 9 件の案件の性質から見ると、【案件 13】(投人⁽³⁶⁾の誣告、越訴)と【案件 20】(牛泉の許可を受けずに寡婦を嫁がせる)⁽³⁷⁾は庶民層の旗人の犯罪であるが、この 2 件を除けば、他の 7 件はすべて旗人の役人や軍人の缺勤・汚職などの職務上の過失或いは犯行である。この 7 件の職務上の過失案件のうち、5 件の當事者にトゥヘレ=ウエイレが科された。前述の刑部が司った【案件 10】及び刑部・宗人府が司った【案件 16】【案件 19】と同様、ダイチン=グルンの中央機關の内部では、舊來の制度が順治朝の後半まで維持されていた。

(35) 『北大移交題本』02-01-02-1918-006。

(36) 投人 (dosika niyalma) は、清の入關後に八旗に佃戸・農奴として「投充」する漢人のことを指す。投人の法律は旗人のそれに準じた。

(37) 【案件 20】は、いくつかの類似案件をあわせて報告した案件集である。

つまり、入關によって舊明領の地に君臨したダイチン=グルンは、中華の制度に立ち向かわざるを得ず、ダイチン=グルンと中華國家の構造の組み合わせ方を摸索した。しかし、順治朝の後半において、旗人庶民の一般の刑事犯罪は中華法たる『大清律』の體系に入っても、ダイチン=グルンがマンチュリアより移植してきた國家機關とその制度・規則はなお保っていた。マンチュリアからやってきたダイチン=グルンの官僚・役人たちは依然として昔の規則に従い、規則に違反した場合は昔のままの處罰を受けたのである。

第3章 盛京における裁判

『北大移交題本』と『内閣大庫檔案』の刑部が呈した題本の中に、ダイチン=グルンの入關前の都である盛京で起こった案件が3つ見える。いずれも順治十二年、三年頃の事案で、滿漢合璧文書である。そして、3件ともまず現地で裁判され、初審の結果が刑部に送られ再審されたものである。

【案件25】⁽³⁸⁾は順治十三年に起こった墓の盜掘事件である。鑲白旗のチシ(cisi 漆什)は、同じ旗のサンジェ(sanjiyei 三姐)がチシの息子の墓を掘り起こしたと、盛京現地の衙門に訴えた。現地の衙門がサンジェに死刑を言い渡してこれを刑部に呈した。刑部は、「凡て墓を掘り起こし、棺を開き、屍體をあらわしたものは、絞に處す」という律によって、サンジェを絞に處すよう言い渡した⁽³⁹⁾。

一見すると、Hu [2013] が論じたような、刑部で律によって斷じられた順治十一年以降の事案と同じ仕組みで、『大清律』の適用範圍がダイチン=グルン發祥の地であるマンチュリアまで及んだかのごとくである。しかし、盛京現地での初審は死刑を言い渡したが律文を引用していなかった。つまり、初審と再審において、斷罪の法的根拠が異なる可能性がある。これについては他の2件【案件26】【案件27】の文書を確認すると明らかになる。

【案件26】⁽⁴⁰⁾(順治十二年)正黃旗の王進孝の妻は、舅の王善友が自分を強姦

(38) 『北大移交題本』02-01-02-1909-015。三法司の再審は『内閣大庫檔案』087578。

(39) 引用された律文の原文は、「凡發掘(他人)墳塚見棺槨者、杖一百、流三千里。已開棺槨見屍者、絞(監候)。」(『大清律』刑律・賊盜・發塚)

(40) 『内閣大庫檔案』087588。

し、抵抗している間に舅の舌を噛み切った、と盛京の衙門に訴えた。しかし、衙門はこれを姦通と見なして、

舅の王善友を殺す。嫁について、舅の話に従って姦され、舌を噛んだ理由で、百回鞭打ちに處すと議した。

と、律文を引用せずに、舅を死刑、息子の嫁を鞭打ちと判決を下した。これを刑部に送ると、刑部は、

王善友、實の息子の嫁と姦通したことは眞實であり、「凡て息子・孫の妻と姦通すれば、みな斬立決」とある律の通り、王善友を斬立決と處す。嫁は先に二回斷ったが、後に（舅の）話に従ったのだ。律に、「強姦といっても、後に従うのであれば、強姦ということはできない」とある。この故に、（舅の）話に従い、「舅と姦通した」という律の通り殺すべきだった。舌を噛み、告發したので、鞭打ち百回に處すと審議し……⁽⁴¹⁾。

と判決を下した。嫁をまず律によって斬に處すべきだが、抵抗して自首したという理由で鞭打ちに減らした一節は、依據すべき律を建前として示しておきながら、実際には初審の判決に則り、無理やりに律に當てはめて體裁を整えたように見える。つまり、刑部は建前として法令を統一するよう努力したが、具体的な事案を處理するときは、前述の【案件4】【案件5】のように、必ずしも『大清律』のロジックで裁判したわけではないのである。

一方、同じ順治十二年に起こった【案件27】⁽⁴²⁾は、正白旗のドボ（dobo）牛彙の牧長（adun-i da）⁽⁴³⁾ シンダラガ（sindaraga 申大喇哈）が複数の人に姦通・財

(41) 引用された律文の原文は、「若姦父祖妾，伯叔母，姑，姉妹，子孫之婦，兄弟之女者，（姦夫，姦婦。）各（決）斬（强者，姦夫決斬。）」（『大清律』刑律・犯姦・親屬相姦）「若以強合，以和成，猶非強也。」（『大清律』刑律・犯姦・犯姦）

(42) 『内閣大庫檔案』121524。

(43) 原文の漢文は adun-i da を「放馬頭兒」と譯す。

物強要などの罪を犯したとして盛京昂邦章京 (mukden de tehe amba janggin) イェクシュ (yekšu) に訴えられた。イェクシュはこれについて、(1) 邊三, 蕭奎から銀を強要した, (2) 原告張大の妻と姦通した, (3) 張代の妻, 尙得官の妾と姦通した, (4) 宋瞎子の妻と姦通した, (5) 方大らから銀を強要した, (6) 王高包から帽子を強要したという6つの罪で,

この六項の理由で、牧長のシンダラガについて、半分 (の裁判官) は死罪、半分 (の裁判官) は鞭打ち百回 (と議し)、彼の取った物を取り、各々 (持ち) 主に返し、宋瞎子の妻について、夫は (彼女が他人と姦通したことを) 知りながら放任したので、官が (彼女を) 沒收すると議した。

と言い渡した。しかし、盛京昂邦章京イェクシュがこれを刑部に送ると、刑部は初審の6つの罪を一々調べ、(1)(3)(6)を偽りとし、(2)(4)(5)を事実と認め、さらに李大の妻と姦通したという罪を加えて、鞭打ち百回を言い渡した。その他、張代の妻、尙得官の妾を誣告の罪で、張大の妻を姦通の罪で、宋瞎子を「妻を他人と姦通させる」という罪で、それぞれ『大清律』によって鞭打ちを科すことになった。

この案件の審理過程を見ると、盛京の初審と刑部の再審における法的根拠は明らかに異なっていることがわかる。初審では複数の罪を列挙して判決を下すという典型的な満洲式の書式を用い、満洲法で裁判したのに對して、刑部は事案の経緯を改めて分析し、関係者の不正行爲を一々取り上げて『大清律』を適用したのである。

盛京で発生したこの3つの案件を合わせて見れば、【案件25】【案件26】も【案件27】のように、盛京の初審でまず満洲法によって裁判され、刑部の再審においてはじめて『大清律』が適用された可能性が高いと考えられる。すなわち、北京の刑部は法律の統一に努めたが、清の古都である盛京での裁判は従来通り満洲法を用いたのである。特に、この3件はみな初審で死刑になった重大事件ゆえに刑部に送られたことを考えると、一般の訴訟や軽い犯罪の多くは盛京現地で満洲法によって決着したと推測できるだろう。

第4章 理藩院による裁判

モンゴル地方で司法を司った理藩院は清がモンゴルに対して設置した統治機関である（のちに清の征服に伴いその管轄範囲はチベット・新疆まで及んだ）。その前身である蒙古衙門の設立時期については崇徳元（1636）年⁽⁴⁴⁾と天聰六～八年（1632-1634）という説⁽⁴⁵⁾があり、崇徳三（1638）年に理藩院に改組された。順治年間の『内閣滿文題本』と『内閣大庫檔案』を調べると、理藩院が關與した旗人の事案の裁判文書はきわめて珍しいが、幸いなことに2件発見した⁽⁴⁶⁾。そこから、モンゴル地方に住んだ旗人（主として現地に住んでいたモンゴル人で、八旗に編入されたものと思われる）も理藩院の管轄下に置かれたことが判明する。

【案件28】⁽⁴⁷⁾（順治十三年）正黄旗イナム（inam）牛泉⁽⁴⁸⁾のボルトイ（bortoi）が正紅旗のホイセ（hoise）の馬を盗み、張家口で漢人に賣った。ホイセがボルトイを捕まえて理藩院に訴えると、理藩院は原告・被告・證人たちを訊問した。ボルトイの供述によれば彼と同じ牛泉の證人モホル＝セレン（mohor sereng）とホニチ（honici）は、「我らは畑を耕すところにいる。ボルトイは遊牧地（nuktere bade）に住んでいた」と證言した。つまり、ボルトイはモンゴル遊牧地域に住む旗人であった。理藩院は當事者の供述を記録した上、次の判決を下した。

(44) 島田正郎 [1986: 405-406]。

(45) 齊木徳道爾吉 [2007: 30-31]。

(46) 『内閣滿文題本』の中の理藩院が呈した題本はすでに『理藩院題本』に編入されている。

(47) 『内閣滿文題本』02-02-012-000826-0025。『理藩院題本』卷一、182-183頁。

(48) ここのイナムという名前は『八旗通志初集』にも見られる。

（正黄旗滿洲都統第四參領）第十八佐領、國初^{アバガ}阿霸垓地方より來歸する人丁を以て編立したるに係り、始め噶爾瑪を以て管理せしむるを、噶爾瑪故すれば、其の子^{イナム}伊納穆を以て管理せしむ。（『八旗通志』第1冊、60頁）

もし『八旗通志初集』に現れる「伊納穆」と【案件28】の「イナム」が同一人物であれば、犯人ボルトイの所屬した正黄旗のイナム牛泉はモンゴルのアバガ（abaga）地方から八旗に編入されたことがわかる。

定められた法律の書 (toktobuha fafun-i bithe) を見れば、「これらの盗んだ者を殺し、家族・財産・家畜を取り上げて馬の持ち主に引き渡せ」としている。ポルトイを定められた法律の書に従って殺してよい。

これを七月初七日に上奏したが、ちょうど大赦当日だったので、「死刑を赦免し、鞭打ち百回とし、(ポルトイから)妻と子は引き離さず、奴僕・家畜を取り上げて馬の持ち主に引き渡せ」と言い渡した。皇帝は「議した通りにせよ」と殊批した。

ここでは法的根拠として「定められた法律の書」(toktobuha fafun-i bithe) という表現が見られるだけでなく、その具体的な内容も引用されている。この内容に最も近い律文は『康熙會典』理藩院・賊盜に記載される、

國初……又定むるに、凡そ駝馬牛羊、一人盗む者は、主僕を分かつず、絞。二人盗む者は、一人、斬。三人盗む者は、二人、斬。衆人夥しく盗む者は、首爲る二人、斬。餘は俱に従と爲し、鞭一百、罰三九。家奴偷盗すれば、鞭一百として、所有を追取す。追すべきなき者は、其の主の名下に倍を加えて追取す。首爲る人の妻子・家産・牲畜、併びに従爲る人の罰する所の牲畜を籍没し、俱に失主に給す⁽⁴⁹⁾。

という規定と、モンゴルの法典である『康熙六年増訂舊扎撒書』に記載される、

全ての者、人口及び四項牲畜を一人で盗めば、絞に處す。二人であれば、一人を絞に處す。三人であれば、二人を絞に處す。諸々の人が群がって盗めば、二人を選んで絞に處し、他に何人であっても百回鞭打ち、三九の家畜を取る。これらの盜賊たちは、主人・奴隸を分かつなかれ⁽⁵⁰⁾。

(49) 『康熙會典』卷145, 1872頁。島田正郎 [1986: 498]。

(50) 『康熙六年増訂舊扎撒書』30a, モンゴル語原文, 523頁。轉寫, 510頁。

という規定である。一方、【案件 29】⁵¹⁾（順治十六年）における、バリン部 (barin gurun) に属するモンゴル人による同じ盗馬案件の裁判文書も、また同じ「定められた法律の書」の同じ箇條を引用する。

定められた法律の書を見れば、「凡て仲間を作つて盗めば、主犯なる二人を絞に處せ。財産・家畜を沒收せよ。他の何人かならば、罪として三九の家畜を取れ」……

つまり、【案件 28】の旗人ポルトイは、【案件 29】のモンゴル人に準じてモンゴル法によって裁判された。では、この時期のモンゴル法の状況は如何なるものか。『聖祖實錄』卷 24, 康熙六 (1667) 年九月癸卯條によると、

理藩院題するに、崇徳八年、蒙古律書を頒給し、順治十四年定例と増減すること一ならず。應に外藩の王・貝勒等に行文し、従前頒する所の律書を將つて撤回し、見在増減條例を増入し、頒發すべし。之に従う⁵²⁾。

とあり、「蒙古律書」という成文法的なものが崇徳八 (1643) 年にすでにモンゴルに頒布され、さらに「順治十四年定例」というものもあったと想定できるが、これらの法律文書は現在傳存しない。一方、この康熙六年に頒布された法律文書は、島田正郎によって「新蒙古律書」と假稱され、1992年に中國第一歴史檔案館で発見された⁵³⁾。すなわち、前掲したモンゴル文の『康熙六年増訂舊扎撒書』である。これは現在確認できる清がモンゴルに頒布した最古の成文法であり、崇徳八年「蒙古律書」や「順治十四年定例」を繼承し、のちの『蒙古律例』と『理藩院則例』の前身となったものと見做してよい⁵⁴⁾。それ以前の状況について、【案件 28】と【案件 29】でモンゴル法の條文が引用されている

51) 『内閣滿文題本』02-02-012-000827-0012。

52) 島田正郎 [1982: 124]。

53) 萩原守 [2006: 38]。

54) 達力扎布 [2015: 477-498] を参照。

ことから、モンゴル法の成文法が順治朝には既に存在したと推定できる⁽⁵⁵⁾。

島田正郎 [1982] は主に『實録』への考察に基づいて、ホントイジがモンゴルの察哈爾（チャハル）部を服属させた当初は、「清國法」すなわち「滿洲族の慣習を主たる法源とするもの」をモンゴルに頒布し適用させたが、入關後、清が滿洲法から中華法へと轉換したのを機に、モンゴルに対しても特別法の制定を行ったと論じた⁽⁵⁶⁾。

ただし、氏は同時に、滿洲法とモンゴル法の共通性を想定し、また、ダイチン=グルンがモンゴルに「清國法」を遵守させることは、「現實には恐らく、それは建前だけであって、歸服した蒙古人の日常生活は、固有の慣習に委ねられ、ただこれを外側からゆるやかに勝者の法をもって拘束する程度であった」⁽⁵⁷⁾と主張した。そして、入關前において、モンゴル王公には、ダイチン=グルンのハン（han）への忠誠心が保證できれば、「いわば封建領侯として、自己の領民に對し行政・司法の権限行使を、従前どおり認めたとのである」⁽⁵⁸⁾と推定した。氏は實例として、『滿文老檔』天聰五（1631）年四月十二日條に記された、

Manju 何か Korcin・Abaga に行つて罪犯せば、Korcin・Abaga の法度の通りに處理するがよい。

Korcin・Abaga 何か Manju に行つて罪犯せば、Manju の法度の通りに處理するがよい。

二國の間中間^{ママ}で罪犯せば、各々法度の通りに處理するがよい⁽⁵⁹⁾。

を擧げた。つまり、滿洲人とモンゴル人が相手の領域内で罪を犯すと、「いわば屬地法主義の原則」に従つたのである。

(55) 同 [2015: 465] を参照。

(56) 島田正郎 [1982: 117-125; 1986: 403]。

(57) 同 [1982: 119-120]。

(58) 同 [1982: 122]。

(59) 『滿文老檔』，太宗 2，506-507 頁。翻譯は逐語譯による（島田正郎 [1986: 429]）。

かたや、『康熙會典』理藩院・刑例に記された、

國初定むるに、邊内人、邊外に在り罪を犯せば、内律に照らす。邊外人、邊内に在り罪を犯せば、外律に照らす。八旗遊牧蒙古、蘇魯克人等、俱に外律に照らして治罪せよ。⁽⁶⁰⁾

という規定を見てわかるように、民人・モンゴル人の交渉案件に関しては、「屬人法主義」の原則に従っている。他方、島田正郎 [1982] [1986] はまた清朝各時期の『大清律（例）』⁽⁶¹⁾『會典』『蒙古律例』『理藩院則例』におけるモンゴル人と民人の交渉案件に関する規定を対照した上で、屬人法主義と屬地法主義が撞着するところもあり、「とくに共通した原則といえるものが存しなかった」とする⁽⁶²⁾（表4）。さて島田正郎が見る機会を得なかった『康熙六年増訂舊扎撒書』の關聯規定を見ると、

長城内の人が、長城外で罪を犯せば、長城内の法律で處理する。長城外の人が、長城内で罪を犯せば、長城外の法律で處理する。八旗外モンゴル (ᠨᠠᠮᠠᠨ ᠵᠣᠰᠢᠴᠢᠬᠤ-ᠤ ᠵᠠᠳᠠᠴᠠᠳᠤ ᠮᠣᠩᠭᠤᠯ)・諸々のスルクチン (suiruggucin) は外國の法律 (qadaqadu auluz-uᠨ ᠶ᠋ᠠᠰᠠᠴ) で處理する⁽⁶³⁾。

とある。ここの「八旗外モンゴル」は『康熙六年増訂舊扎撒書』における唯一の用例であるが、他に「八旗遊牧蒙古」(ᠨᠠᠮᠠᠨ ᠵᠣᠰᠢᠴᠢᠬᠤ-ᠤ ᠨᠡᠭᠦᠭᠤ ᠮᠣᠩᠭᠤᠯ) の用例があり⁽⁶⁴⁾、またこの箇條は前述の『康熙會典』理藩院・刑例の同じ箇條と

(60) 『康熙會典』卷145, 1869頁。島田正郎 [1986: 502]。

(61) 『大清律』は、修訂され續けたが、乾隆五(1740)年に頒布された改訂版で、名稱が『大清律例』に変更された。

(62) 島田正郎 [1982: 406]。

(63) 『康熙六年増訂舊扎撒書』22b (モンゴル語原文, 521頁。轉寫, 508頁)。ここの「外國の法律」はモンゴル法を指す。

(64) 同511, 515頁。

大きな違いがないから、「八旗遊牧蒙古」として理解しうるであろう。一方、漢譯者李保文の注によると、「八旗外モンゴル」は「在蒙古地區的八旗蒙古」、すなわちモンゴル地方に住む八旗蒙古を指すとされる⁽⁶⁵⁾。そうであれば、八旗蒙古は八旗に編入されたが、モンゴル地方においてはモンゴル法が適用された⁽⁶⁶⁾。従って、旗人がモンゴル地方で罪を犯す場合は前掲『滿文老檔』天聰五年四月十二日條に見られる屬地法主義の原則に一致している。

理藩院が関わったもう一つの旗人の犯罪事件【案件 30】⁽⁶⁷⁾ は【案件 28】と同様に順治十三年に発生したが、その處理經過は非常に特別なものであった。鑲黃旗バシ (basi) 牛泉三等ヒヤのセレン (sereng) の奴僕センゲ (sengge 僧格) が理藩院に自首した。

(センゲ：)「遊牧モンゴル (nuktere monggo) から私の主人のところに来て、歸るときに私と同じ牛泉のバトマ (batma) の奴僕の漢人ハイセ (haise 孩子), チョシヒ (cosihi) 牛泉のホドイ (hodoi 何兒), セレンの奴僕ローバ (looba 勞八) の妻と、我々四人で一緒に行くことになった。シャードー (ša doo) に着いて休憩したときに、ホドイ、ハイセ、ローバの妻が故なく私を捕まえようとしたので、私は小刀を出してホドイ、ハイセ、ローバの妻の三人を刺し、ローバの妻の馬に乗って逃げ、死罪の赦免を主

(65) 同 498 頁。

(66) 【案件 28】の犯人は八旗滿洲・蒙古ではなく八旗察哈爾に屬する可能性は確かにある (以下の【案件 30】も同じ)。達力扎布 [2003: 289-300, 316-333] [2015: 3-29, 42-69] は八旗察哈爾成立の経緯について詳論した。天聰八、九年 (1634-1635) 頃、アイシン=グルンがリンダン=ハーンを滅ぼし、チャハルを征服した際に歸順しに来た一部のチャハル人が八旗に編入され、これが八旗察哈爾の嚆矢になった。彼らは八旗滿洲・蒙古とは別に獨立した組織となり、遊牧地帯に居住し、理藩院の管轄下にあった。しかしそうであっても、八旗察哈爾の設立は八旗蒙古とほぼ同時期であり、順治朝において、八旗察哈爾の人は八旗蒙古・滿洲のペイレに隸屬し、八旗制の性格も帯びたので、八旗の枠組みの中で考えてよいと思われる。そもそも、この案件の文書では「正黃旗」(gulu suwayan) だけを示し、八旗滿洲・蒙古・察哈爾のいずれかを明記していない。

(67) 『内閣大庫檔案』120459。

表4 清朝におけるモンゴル人と民人の交渉案件に関する規定⁽⁶⁷⁾ (注：下線の部分は屬地法主義，斜體の部分は加害者屬人法主義，太字の部分は被害者屬人法主義)

出典	規定の内容	時間
『大清律』名例律・化外人有犯	凡そ化外(來降)の人，罪を犯す者は， <u>並びに律に依りて擬斷す。</u>	順治三(1646)年(明律に小字を加える)
『康熙會典』理藩院・刑例	國初定むるに，邊内人邊外に在りて罪を犯せば， <u>内律に照らす。邊外人邊内に在りて罪を犯せば，外律に照らす。八旗遊牧蒙古，蘇魯克人等，俱に外律に照らして治罪す。</u>	康熙二十九(1690)年
『大清律』名例律・化外人有犯	凡そ化外(來降)人，罪を犯す者， <u>並びに律に依りて擬斷す。</u> 理藩院に隸する者は， <u>仍お原定蒙古の例に照らす。</u>	雍正三(1725)年
『大清律例』名例律・化外人有犯の附例	蒙古民人と交渉するの案，凡そ鬪毆，拒捕等の事に遇わば，該の地方官旗員と會訊し明確にし， <u>如し蒙古が内地に在り犯事せば，刑律に照らして辦理す。如し民人が蒙古地方に在り犯事せば，即ち蒙古例に照らして辦理す。</u>	乾隆二十六(1761)年
『蒙古律例』斷獄	蒙古等，内地に在り犯事せば， <u>刑律に照依して定擬す。民人，蒙古の處に在り犯事せば，蒙古律に照依して定擬す。</u>	同上
『大清律例』名例律・化外人有犯の附例 『理藩院則例』強劫	蒙古地方の搶劫案件，如し俱に蒙古人に係れば，専ら蒙古例を用い，俱に民人に係れば，専ら刑律を用う。如し蒙古民人と夥同して搶劫せば，其の罪名を核し， <u>蒙古例の刑律より重き者は，蒙古と民人と俱に蒙古例に照らして問擬す。刑律の蒙古例より重き者は，蒙古と民人と俱に刑律に照らして問擬す。</u>	嘉慶二十三(1818)年
『大清律例』名例律・化外人有犯の附例	熱河承德府所屬の地方，搶奪の案有るに遇えば，如し事主が蒙古人に係れば， <u>賊犯是れ民人なる，是れ蒙古なるを論ぜず，専ら蒙古例を用う。如し事主が民人に係れば，賊犯是れ蒙古なる，是れ民人なるを論ぜず，専ら刑律を用う。儻し同時竝發の案有れば，如し事主一は蒙古に係り，一は民人に係れば，即ち失う所の贓を計り，如し蒙古の失う所の贓が重ければ，蒙古例に照らして問擬す。民人の失う所の贓が重ければ，刑律に照らして科斷す。</u>	道光二十九(1849)年

上にお願ひしに参りました」と言って院で跪いた……

理藩院は取り調べを始めると、ハイセはすでに死亡していたので、他の二人の被害者と犯人センゲを訊問した。その結果、センゲが人を殺して財物を強奪したと判断し、

定められた法律の書を見れば、「凡て物を堂々と強奪する人を殺す」⁽⁶⁸⁾とする。この故に、センゲを殺す。センゲはヒヤのセレンの奴僕であるが、殺人・強奪をしており、犯した罪が重大なので、センゲの息子・妻、及び彼が他に持つ家畜を没収して、死亡したハイセに賠償し、残りの分を刺されたホドイ・ローバの妻、死亡したハイセの三人に均分する……

と判決を下して上奏した。しかし、理藩院の上奏を受けて、皇帝は「三法司は調査した上で罪を定めて上奏せよ」と指示し、この事案を理藩院から三法司に移した。刑部をはじめとする三法司が再び各当事者を審問した上、センゲについては「『強盜をすでに行い、財物を得た』(強盜已行得財)という律 (lioi)⁽⁶⁹⁾によって斬立決に處すべき」だが、理藩院に自首したため死罪を免じ、鞭打ち百回とし、死亡したハイセに人丁を賠償し、財物を被害者たちに返還・辨償するよう言い渡した。この判決に對する皇帝の硃批は不明である。

この【案件 30】の経緯を見ると、初審は【案件 28】と同じ理藩院でモンゴル法によって裁かれたが、【案件 28】が理藩院で決着したのに對し、【案件 30】は再び刑部に送られ、『大清律』によって裁判された。つまり、第 3 章で述べた盛京で起こった案件とも共通しているが、理藩院ではモンゴル地方における

(68) この條目の内容と最も近い『康熙六年增訂舊扎撒書』の箇條のモンゴル語原文は、aaliba iaqum-a-ii ailetde buliibasus : : … qaracu guimuᠮ bolbasu cabciju aalamu : : (「凡て物を堂々と強奪すれば、……平民であれば、斬に處せ」、『康熙六年增訂舊扎撒書』 27b, モンゴル語原文, 509 頁。轉寫, 499 頁)

(69) 引用した律文の原文は、「凡強盜已行而不得財者, 皆杖一百, 流三千里。但得(事主)財者, 不分首從, 皆斬。」(『大清律』刑律・賊盜・強盜)

旗人は現地法に準じて屬地主義法の原則に従ったが、刑部では『大清律』の下での法令統一の努力が見られる。

お わ り に

以下の表5は、本稿が考察した、順治十年の「改革」以降の順治十一年から康熙元年までの旗人に關する案件の概況をまとめたものである。ここでは、案件を發生地域、裁判機關と犯人の身分によって分類して、案件それぞれの斷罪の法的根據を示している。

表5 順治十一年～康熙元年の旗人に關する案件の斷罪依據一覽

地 域	裁判機關	犯人の身分	法的根據
舊明領	刑部、宗人府合同	官署の役人や皇室に屬する奴僕	滿洲法
	刑部、理藩院以外の機關		
	刑部または三法司	庶民層の旗人	『大清律』
マンチュリアの奥地	現地の慣習法		
盛京地方	初審：現地衙門		滿洲法
	再審：刑部		『大清律』
モンゴル地方	初審：理藩院		モンゴル法
	(再審：三法司)		(『大清律』)

まず、『大清律』で斷罪された案件を示した網掛けの部分から見られるように、『大清律』の適用範圍は刑部・三法司が司った庶民層の旗人の犯罪案件に限られている。そして、舊明領地方では刑部・三法司が旗人を律によって裁判したのに対して、盛京・モンゴル地方では、初審で現地の衙門がそれぞれ現地の法（滿洲法・モンゴル法）によって裁判し、死刑など重大な案件は刑部・三法司が律によって再審した。また、清の支配がしっかりと及んでいないマンチュリアの奥地の事件であれば、刑部も現地の慣習法を尊重した。従って、Hu [2013] の主張した、『大清律』による法令の統一を中心とする「法制改革」は確かに順治十年から着實に推進されたことには同意するが、その改革の中心的役割を果たしたのは刑部であり、そして順治朝の後半期の段階では、やはり『大清律』の適用範圍には限界が見える。

一方、滿洲法・中華法・モンゴル法などそれぞれの法體系の適用範囲から見れば、入關前のダイチン=グルンの國家構造の中核に近い領域では滿洲法が優位に立ち、遠い領域であれば中華法・モンゴル法ないしくルカの例など現地法に従うことがわかる。言い換えれば、庶民層の旗人は、舊明領にいれば『大清律』、モンゴル地方にいればモンゴル法の支配下に置かれた。それに對して、宗人府に屬する人や六部の役人など、いわゆる統治層に近い人々、そしてダイチン=グルンの發祥地である盛京に残った人々の間では、昔ながらのダイチン=グルンの法や制度がそのまま適用された。

この枠組みはある意味で、順治十年以前においても成立していた。Hu [2013] は、清の入關から順治十年まで北京の民人は滿洲法體系下に置かれていたと論じた。これを具體的に理解するためには、谷井陽子 [2000] が有用である。谷井は、明清の裁判文書の書式の差異について論じるなかで、清朝入關初期の刑部題本に二パターンの書式があり、一つは地方官による明の書式をそのまま繼承したもので、もう一つは刑部の滿官による清の入關前の書式に従ったものであると指摘した。實際、『北大移交題本』における順治十年以前の民人の犯罪事件に對する裁判文書をみると、確かに北京及びその周邊の大興縣・宛平縣・樂亭縣などで起こった事案は直接刑部によって滿洲法で處理され、滿文の書式も『內國史院檔』に残った裁判文書とよく似ている⁽⁷⁰⁾。しかし、それ以外の各省で起こった事案の題本はほぼ現地の地方官によって作成された文書を刑部が踏襲したもので、地方官が『大清律』に準じて下した判決結果もそのまま受け入れられたのである。そして、北京周邊の事案の題本では漢文と滿文はほぼ對譯であるが、各省の事案の題本において、漢文は文章が長く、文書の移行過程を詳しく記録しているのに對して、滿文は要旨しかない。つまり、各省の事案の題本はまず漢文で作成されてから要旨だけを滿譯したのである。これらの事實から見ると、この時期は法律上でいえば、ダイチン=グルンの中核となった北京周邊地域こそ「眞のダイチン=グルン」で、國家の力が直接及ば

(70) 例えば、『北大移交題本』02-01-02-1834-008, 02-01-02-1834-016, 02-01-02-1847-004。

ない舊明領の他の地域における漢人庶民層については、地方の漢人官僚と現地の法律制度に任せるしかなかった。

さて、舊明領における庶民層の旗人及び北京周縁地域の民人に滿洲法を適用する方針は順治十年に放棄され、『大清律』の適用範囲は彼らにも広がったが、果たしてこれを Hu [2013] の言った「中華中心の國家制度整備」と解してよいのか。本稿は漢地の状況のみならず、マンチュリア・モンゴル地方の状況も念頭に置き、それぞれの地域で起こった事件を一つの枠組みの中で考察した上、この過程をより大きな構圖の中で理解すべきだと考える。そもそも、「八旗」という組織は滿洲人・漢人・モンゴル人など様々な出自を持つ人間からなる混成集團で、「旗人」と「民人」の区分は文化的・血統的区分というよりも行政上の区分である⁽⁷¹⁾。入關前にダイチン=グルンに歸順した漢人・モンゴル人は八旗に編入されたが、ダイチン=グルンが中華・モンゴルの奥地まで擴張すると、征服したあらゆる地域で八旗を編成することはやがて不可能になり、現地の制度を尊重する他なかった。それ故、各地域では、他所からやってきた旗人であれ、現地で新たに八旗に編入された旗人であれ、民族的・文化的背景を問わず、その地域の法的傳統に従うことになったのである。この過程において、法的・文化的意味でいう滿洲人の「中華化」が確かにあったとはいえ、マンチュリアにいる漢人・モンゴル人の「滿洲化」やモンゴル地方にいる滿洲人・漢人の「モンゴル化」もあり得たと考えられる。順治朝は法令の統一を追求しつつも、各地域それぞれの法的傳統の尊重が重視されたのであろう。

最後に、本稿は主として順治朝後半期に注目したが、その後の状況について一言述べたい。舊明領に限れば Hu [2013] が説いた『大清律』の適用範囲は次第に廣がり、ダイチン=グルンの中央機關にも及んだ⁽⁷²⁾。漢地の旗人は清末

(71) 八旗の構造や「多民族性」について、杉山清彦 [2015: 265-269; 324-384] を参照。本稿の用いる『北大移交題本』においても、02-01-02-2087-001 という逃人事件で、同じ家族の中で父母が八旗に編入されたが、息子は民人のままであったことが記録されている。

(72) 例えば、鹿智鈞 [2011: 242-244] によると、トゥヘレ=ウェイレは順治十八 (1661) 年に大きく改革され、康熙十 (1671) 年に中華式の「罰俸」に統一され、

まで一定の特権を保ちながら『大清律』の體系下に置かれた。一方、胡祥雨 [2014] は『大清律』の中の「家長姦家下人有夫之婦」という条文への考察を通して、この条文の源流が滿洲法にあり、のちに漢人にも適用され、『大清律』に組み入れられたことを證明し、滿洲法の『大清律』に對する影響を示唆した。

また、モンゴル地方については、清の中央政府による當地の司法に對する關與の深まりと、『大清律』を中心とした中華法のモンゴル法典への影響が論じられてきた⁽⁷³⁾。しかし、モンゴル・マンチュリアにおける旗人の法制狀況に關しては、一次史料に基づいた検討が未だ十分ではなく、今後の課題にしたい。

ダイチン=グルンの三百年近くの歴史からみれば、順治朝後半期は「滿洲法の名残」と思われがちかもしれないが、それよりも、むしろこの時期は入關前から既に多民族的な性格を持っていた八旗とダイチン=グルンが、その劇的な擴張につれて、支配する地域それぞれの風土に立ち向かい、各地域を統治する施策を練り上げていく重要な一段階であると言えよう。

参考文献

史料

『北大移交題本』、中國第一歷史檔案館所藏。

『内閣大庫檔案』、中央研究院歷史語言研究所所藏。

『内閣滿文題本』、中國第一歷史檔案館所藏。

『八旗通志初集』=『八旗通志』長春：東北師範大學出版社，全8冊，1985年。

『大清律』=「大清律集解附例」，楊一凡・田濤主編『中國珍稀法律典籍續編』第5冊，69-428頁，哈爾濱：黑龍江人民出版社，2002年。

『康熙會典』=易行編『大清五朝會典』第一冊上-第二冊下，全4冊，北京：線裝書局，2006年。

『康熙六年增訂舊扎撒書』=a*ngge aamuqulang-uñ iirquduqar aon-u qaquciñ iasaq-uñ

↘ ついに終焉を迎えた。その他、宮廷事務を管理する内務府の『内務府檔案』（第1冊，獎懲撫恤訴訟類）を見れば、遅くとも康熙十七（1678）年以降の事案は『大清律』に準じるようになった（康熙七年から十六年まで10年間ほどの檔案が缺如）。

(73) Hu [2014]；萩原守 [2006]；康斯坦 [2008]。

- bicig-dur nemeju toqdaqaqsan iasaq-uq bicig, 李保文「清朝『蒙古律』の題名及其歴史作用」附録（漢譯・モンゴル語轉寫・モンゴル語原文の活字版, 本稿における轉寫はこれに従う), 『故宮學刊』2006年總第3輯, 494-527頁。漢譯初出は, 李保文編譯「康熙六年『蒙古律書』」, 『歷史檔案』2002年12月第4期, 3-11頁。原文（刻本）初出は, 中國第一歷史檔案館・內蒙古大學蒙古學學院編『清內閣蒙古堂檔』, 第22冊, 263-360頁, 呼和浩特: 內蒙古人民出版社, 2005年。
- 『理藩院題本』= 中國第一歷史檔案館・中國人民大學國學院西域歷史語言研究所編『清朝前期理藩院滿蒙文題本』, 全24冊, 呼和浩特: 內蒙古人民出版社, 2010年。
- 『內國史院檔』= 中國第一歷史檔案館編『清初內國史院滿文檔案譯編』, 北京: 光明日報出版社, 1989年。
- 『內務府檔案』= 『大連圖書館藏清代內務府檔案』, 全22冊, 北京: 國家圖書館出版社, 2010年。
- 『盛京刑部原檔』= 中國人民大學, 中國第一歷史檔案館譯『盛京刑部原檔 清太宗崇德三年至四年』, 北京: 群衆出版社, 1985年。
- 『聖祖實錄』= 『大清聖祖仁皇帝實錄』, 全6冊, 臺北: 華聯出版社, 1964年。
- 『世祖實錄』= 『大清世祖章皇帝實錄』, 全3冊, 臺北: 華聯出版社, 1964年。
- 『太宗實錄』= 『大清太宗文皇帝實錄』, 臺北: 華聯出版社, 1964年。
- 『滿文老檔』 滿文老檔研究會譯注, 全7冊, 東京: 東洋文庫, 1955-1963年。

研究文獻

日本語

- 加藤直人 [1994] 「入關前清朝の法制史料」, 滋賀秀三編『中國法制史: 基本史料の研究』, 東京: 東京大學出版會。
- 島田正郎 [1981] 『北方ユーラシア法系の研究』, 東京: 創文社。
- [1982] 『清朝蒙古例の研究』, 東京: 創文社。
- [1986] 『明末清初モンゴル法の研究』, 東京: 創文社。
- 杉山清彦 [2015] 『大清帝國の形成と八旗制』, 名古屋: 名古屋大學出版會。
- 谷井陽子 [2000] 「倣招から銃供へ——明清時代における審理記録の形式」, 夫馬進編『中國明清地方檔案の研究』, 57-86頁, 京都: 京都大學大學院文學研究科東洋史研究室。
- [2015] 『八旗制度の研究』, 京都: 京都大學學術出版會。
- 萩原守 [2006] 『清代モンゴルの裁判と裁判文書』, 東京: 創文社。

中國語

- 達力扎布 [2003] 『明清蒙古史論稿』, 北京: 民族出版社。
- [2015] 『清代蒙古史論稿』, 北京: 民族出版社。
- 胡祥雨 [2014] 『清代『家長姦家下人有夫之婦人』例考——滿, 漢法律融合的一箇例證』, 『法學家』2014年第3期, 122-132頁。
- 康斯坦 (Constant, Frédéric) [2008] 「從蒙古法看清代法律多元性」, 『清史研究』2008年11月第4期, 127-143頁。
- 劉景輝 [1968] 『滿洲法律及其制度之演變』, 臺北: 嘉新水泥公司文化基金會。
- 劉小萌 [2001] 『滿族從部落到國家的發展』, 瀋陽: 遼寧民族出版社。
- 鹿智鈞 [2011] 『清朝旗人的法律地位』, 國立臺灣師範大學歷史學系碩士論文。
- 齊木德道爾吉 [2007] 「《蒙古衙門》與其首任承政阿什達爾漢」, 『內蒙古大學學報』2007年7月第4期, 29-33頁。
- 張晉藩·郭成康 [1988] 『清入關前國家法律制度史』, 瀋陽: 遼寧人民出版社。

英語

- Elliott, Mark C. [2001] *The Manchu Way: The Eight Banners and Ethnic Identity in Late Imperial China*, Stanford: Stanford University Press.
- Hu, Xiangyu [2013] “Reinstating the Authority of the Five Punishments: A New Perspective on Legal Privilege of Bannermen”, In *Late Imperial China*, Vol. 34, No. 2 (December 2013): 28-51.
- Hu, Ying [2014] *Justice on the Steppe: Legal Institutions and Practice in Qing Mongolia*. Ph. D. Dissertation: Stanford University.
- Möllendorff, P. G. von. [1892] *Manchu Grammar with Analysed Texts*, Shanghai: American Presbyterian Mission Press.

LAW AND PUNISHMENTS OF THE BANNER PEOPLE IN THE SHUNZHI REIGN

WANG Tianchi

Mainly based on legal documents collected in the First Historical Archive of China and Academia Sinica, this paper aims to clarify the transformation of the legal system of the early Qing. The Qing Code 大清律, which inherits the Chinese legal system, was promulgated soon after Qing conquered the China Proper in 1644, and was finally applied to both the Banner people 旗人—the major subjects of Qing before the conquest, and the Civilian people 民人—mostly the conquered Han people. Nonetheless, the Manchu-style customary legal system that existed before the conquest retained its influence for years. The process of the transformation, especially the crucial Shunzhi reign (1644-1661), had remained unclear until recently.

In this paper, I examine the cases of crimes committed by the Banner people in the second half of the Shunzhi reign (1653-1661). These cases happened in different regions of the Qing Empire and were adjudicated by different institutions. I look at how and under what kind of law these criminals were punished, and argue that the region of the China proper, Manchuria, and Mongolia should be considered within one framework.

First, in the China proper, most of the ordinary Banner people adjudicated by the Board of Punishment 刑部 or the Three High Court 三法司 were punished under the Qing Code, while those who were adjudicated by other bureaus—mostly workers in the central government and servants of the imperial clan—were punished under the Manchu law. Second, in Mukden region, the criminals were first adjudicated by the local governors under the Manchu law, and probably only the serious cases were reviewed by the Board of Punishment and adjudicated under the Qing Code. Third, in Manchurian frontier area, where the people were newly enrolled into the Banner system, the local customary law was respected. Fourth, in Mongolian region, Banner criminals were adjudicated by Lifanyuan 理藩院 under the Mongolian law, while in some cases, the Board of Punishment would review the cases and apply the Qing Code.

I therefore conclude that in the late Shunzhi reign, although the Qing Code were expanded throughout the empire, the Manchu law still applied in the fields that were close to the core of the Qing rulers, and that in different regions of the

empire, the local legal systems of the regions—the Qing Code, Manchu law, and the Mongolian law—respectively held sway in the China proper, Manchuria, and Mongolia.

**THE ACTUAL STATE OF THE RULE IN KINGDOMS AS
SEEN FROM KINGS' TOMBS OF THE FORMER HAN :
A CASE STUDY OF THE HAN TOMBS AT MANCHENG DISTRICT
IN HEBEI AND LIU SHENG, KING JING OF
THE ZHONGSHAN KINGDOM**

TATEMI Satoshi

The Former Han dynasty appointed kings (*zhuhouwang* 諸侯王) in eastern China, and assigned them to rule over their kingdoms. There has been much research about this system, which has been called the commandery-kingdom system (*junguo zhi* 郡國制). But because of the lack of historical sources, the actual state of the relations established between the kings and influential residents of their kingdoms has not been clarified. In this paper, I examine this problem using the kings' tombs as a clue in solving this issue.

First, I organized basic information about kings' tombs. They have common points: most tombs contain clothes made of jewels (*yuyi* 玉衣) and yellow wooden walls (*huangchangticou* 黃腸題湊). But on the other hand, they also have differences: some are pit tombs, while other are cave tombs. The difference in shape may provide an important clue in clarifying the relation between the kings and influential residents.

Next, I made a case study, examining the particular qualities of the Han tombs at *Mancheng* found north of the Huang river. One was the tomb of Liu Sheng, King Jing of the Zhongshan kingdom (r. 154-112 BC). The tomb has two special characteristics: first, it is the only cave tomb north of the Huang river; second, it was built at a place far from the capital of the kingdom. I considered the background affecting these two points in comparison with other tombs: the Later Han tombs at Beizhuang and the Former Han tombs at Baoanshan. As a result, I reached the following conclusions. First, Liu Sheng received the support of emperor's maternal relatives, the Dou clan, in building his tomb. Second, the reason he received this support is that kingdoms were weakened by the policies of the